

○ 介護福祉施設サービス

基本部分				注				注	注	注	注	
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の数が増える場合	介護・看護職員の数が増える場合	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	専従の障害者生活支援員を配置している場合
介護福祉施設サービス費	(1)介護福祉施設サービス費(3:1)	(一)介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (〇〇〇単位) 要介護2 (〇〇〇単位) 要介護3 (〇〇〇単位) 要介護4 (〇〇〇単位) 要介護5 (〇〇〇単位)									
		(二)介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護2 (〇〇〇単位) 要介護3 (〇〇〇単位) 要介護4 (〇〇〇単位) 要介護5 (〇〇〇単位)									
介護福祉施設サービス費	(2)小規模介護福祉施設サービス費(3:1)	(一)小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (〇〇〇単位) 要介護2 (〇〇〇単位) 要介護3 (〇〇〇単位) 要介護4 (〇〇〇単位) 要介護5 (〇〇〇単位)									
		(二)小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護2 (〇〇〇単位) 要介護3 (〇〇〇単位) 要介護4 (〇〇〇単位) 要介護5 (〇〇〇単位)									
旧措置入所者介護福祉施設サービス費(平成21年3月31日まで適用)	(1)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(3:1)	(一)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護以外-1 (〇〇〇単位) 要介護2-3 (〇〇〇単位) 要介護4-5 (〇〇〇単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位	
		(二)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護以外-1 (〇〇〇単位) 要介護2-3 (〇〇〇単位) 要介護4-5 (〇〇〇単位)									
	(2)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護以外-1 (〇〇〇単位) 要介護2-3 (〇〇〇単位) 要介護4-5 (〇〇〇単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位	
		(二)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護以外-1 (〇〇〇単位) 要介護2-3 (〇〇〇単位) 要介護4-5 (〇〇〇単位)									
小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	(1)小規模生活単位型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(ユニットケア型個室)	要介護1 (〇〇〇単位) 要介護2 (〇〇〇単位) 要介護3 (〇〇〇単位) 要介護4 (〇〇〇単位) 要介護5 (〇〇〇単位)										
		(2)小規模生活単位型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(ユニットケア型準個室)										要介護1 (〇〇〇単位) 要介護2 (〇〇〇単位) 要介護3 (〇〇〇単位) 要介護4 (〇〇〇単位) 要介護5 (〇〇〇単位)
	(3)小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)(ユニットケア型個室)	要介護1 (〇〇〇単位) 要介護2 (〇〇〇単位) 要介護3 (〇〇〇単位) 要介護4 (〇〇〇単位) 要介護5 (〇〇〇単位)										
		(4)小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅳ)(ユニットケア型準個室)										
小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(1)小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(ユニットケア型個室)	要介護以外-1 (〇〇〇単位) 要介護2-3 (〇〇〇単位) 要介護4-5 (〇〇〇単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位		
		(2)小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(ユニットケア型準個室)									要介護1 (〇〇〇単位) 要介護2-3 (〇〇〇単位) 要介護4-5 (〇〇〇単位)	
	(3)小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)(ユニットケア型個室)	要介護以外-1 (〇〇〇単位) 要介護2-3 (〇〇〇単位) 要介護4-5 (〇〇〇単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位		
		(4)小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅳ)(ユニットケア型準個室)									要介護1 (〇〇〇単位) 要介護2-3 (〇〇〇単位) 要介護4-5 (〇〇〇単位)	
注 栄養管理の評価												
小規模生活単位型入所者の居住費				小規模生活単位型入所者について、食事の標準負担額を定めて、1日につき66単位又は66単位を算定								
外泊時費用				入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定								
初期加算 (1日につき +30単位)												
退所時等相談援助加算	(1)退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に460単位を算定)											
	(2)退所時相談援助加算 (400単位)			注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合								
	(3)退所前連携加算 (500単位)			注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合								